

庄原市行政評価シート

令和5年度評価

事務事業名	庄原市芸備線利用助成金(芸備線グループ利用助成金)
-------	---------------------------

所管	生活福祉	部	地域交通	課	
実施期間	令和	2	年度～	年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01 一般会計	02 総務費	01 総務管理費	13 生活交通対策費	0402 JR利用促進対策事業
対象者	市民を含む4人以上のグループ			対象者数など	
根拠法令等	庄原市芸備線利用助成金交付要綱				
HPアドレス	https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/traffic/post_1473.html				
実施目的	芸備線の利用促進を図るため、市内の駅から芸備線を利用する市民グループに対し、予算の範囲内で庄原市芸備線利用助成金を交付する				
事務事業の概要	<p>制度の概要</p> <p>(1)助成対象団体:市内を含む4人以上のグループ</p> <p>(2)助成対象区間:①三次駅から備中神代駅までの芸備線の区間 ②木次駅から備後落合駅までの木次線の区間 ③新見駅から備中神代駅までの伯備線の区間 (この区間を越えて利用した時は、この区間分を助成対象とする)</p> <p>(3)助成対象経費:市内の駅を出発又は到着駅とする片道又は往復の普通旅客運賃</p> <p>(4)助成額:助成対象経費の2/3の額(上限3万円・100円未満切り捨て)</p>				
年度別実績概要	令和2年度	支出額 38,400円 利用グループ数 7件 利用者数 52人			
	令和3年度	支出額 108,000円 利用グループ数 19件 利用者数 276人			
	令和4年度	支出額 220,300円 利用グループ数 24件 利用者数 315人			
	令和5年度				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R2	R3	R4	計
	事業費	補助金	芸備線グループ利用助成金	39	108	221
						0
						0
		計	39	108	221	368
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		39	108	221	368

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	R2	R3	R4	計
	実績 (アウトプット)	1 支出額	円		38,400	108,000	220,300
2							0
3							0
成果 (アウトカム)	1 利用グループ数	団体		7	19	24	50
	2 利用者数	人		52	276	315	643
	3						0
備考							

事務事業名	庄原市芸備線利用助成金(芸備線グループ利用助成金)
-------	---------------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	B			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 市民を含む4人以上のグループ				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
-------	--------------

視点	芸備線の利用促進を目的に4人以上の市民グループへ運賃助成を行っている。令和3年度から対象団体について5人から4人へ変更した。このことで、より利用しやすい環境としたことから、利用件数は前年度から微増であるが、支出額も増えている。老人クラブや自治振興区が木次駅、亀嵩駅までの長距離を乗車された実績が例年より多くあった。 また、沿線外(高野・比和・総領)の地域からの利用や相談が寄せられており、継続して助成することにより、JR芸備線・木次線利用促進につなげていく。
課題	利用団体の大半が、沿線区域の方の利用である。対象団体の利用者についても、5人から4人に変更し、この助成金を利用する枠を広げたことから、企業や地元団体等を通じて広く周知することで、沿線外の方も含め、多くの方に乗車してもらうことにより、芸備線の良さを知ってもらう必要がある。